

社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

定 款

昭和60年12月9日 設 立 許 可

昭和60年12月12日 施 行

社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、事務所を福島県福島市に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(業 務)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 官公署等の依頼を受けて、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第 64 条第 1 項に掲げる業務。
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な業務。

第 2 章 社 員

(社員の資格)

第 5 条 本協会の社員は、福島地方法務局の管轄区域内に事務所を有する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は法第 26 条に規定する土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）でなければならない。

(入会金、会費)

第 6 条 社員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 7 条 本協会の社員となろうとする者は、総会において別に定める入会手続を行うものとする。

2 本協会は、入会を認めないものとするときは、社員となろうとする者に対し、その旨を通知して入会を拒否することができる。

(社員の資格喪失)

第 8 条 社員が次の各号の 1 に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
 - (2) 第 5 条に規定する資格を有しなくなったとき
 - (3) 会計年度の初めの月から起算して 6 か月会費を滞納し、催告期日に納入しないとき
 - (4) 除名されたとき
 - (5) 調査士法人が解散したとき
- (退 会)

第 9 条 社員は、総会において別に定める入会及び退会に関する規則による。

(除 名)

第 10 条 社員が次の各号の 1 に該当する場合には、総会において、社員の過半数が出席し、出席した社員の 4 分の 3 以上の賛成による決議で除名することができる。ただし、その社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ又は著しい損害を加えたとき

(拋出金等の不返還)

第 11 条 既納の入会金、会費その他の拋出金は原則として返還しない。ただし、会費の内、定額会費を前納した社員が年の中途において死亡により退会したときは、前納した定額会費の内、死亡した当該月の翌月から会計年度終了までの月数分の定額会費を返還しなければならない。

(業務の委任処理)

第 12 条 本協会は、依頼を受けた第 4 条第 1 号に規定する業務（以下「事件」という。）を、次に掲げる者に取り扱わせなければならない。

- (1) 社員である調査士（調査士法人の社員である者を除く。）
- (2) 社員である調査士法人

2 前項の規定に拘らず、特に事件を処理するため必要がある場合には、社員でない調査士（調査士法人の社員である者を除く。）又は調査士法人に事件を取り扱わせることができる。

3 前 2 項に規定する事件の配分に関する基準は、第 3 条に規定する目的に沿うよう総会が別に定める業務処理規則によるものとする。

4 社員である調査士又は調査士法人が、次の各号に掲げる処分を受けたときは、その処分の期間中、第 1 項に規定する事件の配分を行なわないものとする。

- (1) 社員である調査士が、法第 42 条第 2 号に規定する 2 年以内の業務の停止の処分を受けたとき。
- (2) 社員である調査士法人が、法第 43 条第 1 項第 2 号又は同条第 2 項第 2 号に規定する 2 年以内の業務の全部又は一部の停止の処分を受けたとき。

5 第 1 項又は第 2 項の規定により事件の配分を受けた調査士又は調査士法人が事件を処理するにあたり、その者の故意又は過失による事故が原因で本協会が発注者又は第三者に

損害の賠償をしたときは、本協会は、その者に対し求償することができる。

第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第 13 条 本協会に次の役員を置く。

理事 10人以上15人以内

監事 2人以上5人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とし、専務理事1人、常任理事4人以内を置くことができる。

(役員を選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会が別に定める役員選任規則に従い総会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は理事会において互選する。

ただし、理事長及び副理事長は社員である理事をもって充てる。

3 理事と監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は本協会を代表し、会務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し又はその職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の常務を総括する。

4 常任理事は、理事会の決議又は規則の定めるところにより常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本協会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 16 条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 第13条に規定する役員員数を欠くに至った場合においては、辞任又は任期満了によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員権利義務を有する。

(役員退任)

第 16 条の2 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該役員は、前条の規定にかかわらずその資格を失い退任する。

- (1) 調査士である役員について、第 8 条の規定により社員の資格を喪失したとき。
- (2) 調査士法人が社員であることによって役員となった当該調査士法人の社員である調査士が、当該調査士法人の社員の資格を喪失したとき。
- (3) 調査士法人が社員であることによって役員となった当該調査士法人の社員である調査士について、当該調査士法人が社員の資格を喪失したとき。

(役員 の 解 任)

第 17 条 役員が次の各号の 1 に該当する場合には、総会において、社員の過半数が出席し、出席した社員の 3 分の 2 以上の賛成による決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認めらわるとき

(役員 の 報 酬)

第 18 条 役員は有給とすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

第 4 章 総 会

(総 会 の 種 別)

第 19 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総 会 の 構 成 員 及 び 成 立 要 件)

第 20 条 総会は社員で構成し、かつ、社員の過半数以上の者が出席することにより成立する。

(総 会 の 権 能)

第 21 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、重要な事項を決議する。

(総 会 の 開 催)

第 22 条 通常総会は、毎会計年度終了の日から 70 日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の 2 に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 社員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を報告するために監事から請求があったとき

(総 会 の 招 集)

第 23 条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会の招集状を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 2 週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、そ

の期間を短縮することができる。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席社員の中から選出する。

(総会の決議)

第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の方法によって表決した社員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在数及び出席社員数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 規則の制定又は改廃
- (4) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又は

全員の同意があるときは、同条第 3 項本文の期間を短縮し、又は招集手続きを省略することができる。

- 4 理事長は、緊急を要する事項につき、理事会構成員全員の同意を得て、前項の招集にかえて書面による決議を求めることができる。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(理事会の定足数等)

第 32 条 理事会は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 第 30 条第 4 項による書面決議は、理事会構成員の過半数が書面をもって賛成を表明したとき、理事会の決議があったものとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事長は、前項の結果をすみやかに理事会構成員に報告しなければならない。

(総会の規定の準用)

第 33 条 第 27 条の規定は理事会の議事録について準用する。

第 6 章 支 所

(支所の設置)

第 34 条 本協会は、本協会と社員との連絡調整を図るため、区域を定め支所を設置することができる。

第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 35 条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 理事長は、顧問及び相談役に対し、本協会の運営その他重要事項について意見を求めることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は、役員の任期と同一とする。

第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 36 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第 37 条 本協会の財産は、理事長が管理する。

(経費の支弁)

第 38 条 本協会の経費は、本協会の財産をもって支弁する。

(損害保険への加入)

第 39 条 本協会は、受託事件の処理等に対し、官公署等から損害賠償の請求を確保するため、損害賠償責任保険に加入する。

(事業計画及び予算)

第 40 条 本協会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の決議を経て毎会計年度の通常総会の承認を受けなければならない。

(暫定予算)

第 41 条 理事長は、前条に規定する予算の会計年度終了後、次期の通常総会において予算が成立するまでの間は、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の通常総会において予算が成立しなかった場合は、前項の規定を準用する。この場合、理事長は、予算を成立させるため、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 前 2 項による収入支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本協会の事業報告書並びに収入支出の決算報告書は、毎会計年度終了後理事長が作成し、理事会の決議を経て監事の監査を受け、通常総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 43 条 本協会の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 9 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第 44 条 本協会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事長が任免する。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において、社員の過半数が出席し、出席した社員の 3 分の 2 以上の賛成をもって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解

散する。

(残余財産の処分)

第 47 条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会の決議を行い法務大臣の許可を受けて帰属を決定する。

付 則

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 回通常総会終了のときまでとする。
- 3 本協会の設立初年度の会計年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 61 年 5 月 31 日までとし、事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

付 則

- 1 この定款は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この定款は、平成 5 年 12 月 24 日から施行する。

付 則

- 1 この定款は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。(役員の種別及び員数、役員の職務、理事会の招集、理事会の定足数等)

付 則

- 1 この定款は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。(業務、社員の資格、社員の資格喪失、退会、拠出金等の不返還、業務の委任処理、役員の種別及び員数、役員の任期等、役員の退任、総会の構成員及び成立要件、暫定予算)

付 則

- 1 この定款は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。(役員の種別及び員数)